

令和元年度 部局長マネジメント方針

せこぐち よしふみ
人権文化部長 世古口 善史



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、「人権尊重のまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」の推進に取り組んでいます。

「人権尊重のまちづくり」を進める上で、どのような差別もけっして許されるものではないという認識をもって、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちをめざして、人権文化部の施策に取り組むとともに、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」については、本年9月に東大阪市文化創造館の開館を迎えるのをきっかけに、これまでも増して、市民の皆様が文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる取り組みを進めます。また、ラグビーワールドカップ2019が東大阪市花園ラグビー場で開催されるなど、外国人が東大阪市を訪れる機会を生かし、市民の皆様が外国の文化などに触れていただける取り組みも進めていきたいと考えています。

平成30年度の振り返り

「人権尊重のまちづくり」については、5月の憲法週間、12月の人権週間には、ポスターによる啓発や街頭での啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を、「東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間」である7月には、子どもの人権をテーマに講演会を実施しました。また、人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、年間を通じて様々なテーマで市民人権講座を行い、多くの市民の皆様が情報発信、学習機会を提供し、「人権尊重のまちづくり」を推進してまいりました。

平和事業については、戦争体験のない世代にも平和の認識を深めていただくため、原爆体験の話聞く機会を設けるとともに、映画の上映や資料展、平和公演会等を実施し、平和の大切さや命の尊さを訴えました。また、拉致問題については、講演に加え、対談、ミニコンサートを行うことで、多くの方々に関心と認識を深めていただくよう取り組みました。

男女共同参画社会の実現については、社会のあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、女性活躍推進法やDV防止法の定める市町村計画の位置づけも含んだ第3次東大阪市男女共同参画推進計画の着実な推進をめざした取り組みを進めました。また、第4次東大阪市男女共同参画推進計画の策定に向けて、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。

男女共同参画センターにおいては、女性・男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行いました。

また、重大な人権侵害であるDV(配偶者等からの暴力)の被害者への相談支援事業に取り組みました。

文化施策の推進については、「文化のまち東大阪市」の市内外への発信に取り組むとともに、市民の皆様が文化施設に関心をもつていただけるイベントとして、市民美術センターで子ども楽器体験ワークショップを開催し、新たな魅力を発見していただける企画を実施しました。

「ひがしおおさか狂言会」を開催するとともに、新たな試みとして市内小学校で狂言体験のワークショップを行いました。また、昨年につき「井山杯 東大阪市新春囲碁フェスティバル」を開催し、市民文化の発展に取り組みました。

市民美術センターでは、市民の皆様が快適に利用していただけるようリフレッシュ改修を引き続き行うとともに、年2回の特別展、子どもラグビー絵画展、若手アーティスト支援事業、市内の大学の学生と連携したナイトミュージアム、本庁舎1階や鴻池新田会所での出張美術展等を開催し、文化芸術活動の拠点として活用を図りました。

文化創造館については、令和元年9月オープンをめざして順調に工事を進めるとともに、市民の皆様が文化創造館を身近に感じていただき、ご利用いただけるよう演奏会やワークショップ、工事見学会など様々なイベントを実施いたしました。

国際情報プラザでは、多言語による行政情報等の通訳・翻訳などを行うとともに、市民の皆様が外国の文化に触れていただく多文化理解講座を実施しました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 人権が尊重されるまちづくりの推進

インターネットの普及などの社会情勢の変化に伴う、人権課題の複雑化、多様化に対応していくため、人権課題に関する情報発信や学習機会の提供に継続的に取り組みます。

また、「部落差別解消推進法」など、いわゆる人権三法が施行されたことを受け、引き続き差別のない社会をめざし、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

「平和都市宣言」の趣旨に基づき、命の尊さ、平和の大切さについて、戦争体験のない世代にも語り継ぎ、核兵器のない平和な社会の実現に向け、すべての市民に自分が、生きている「今」に結び付けて考えられ平和事業に取り組みます。

拉致問題など、様々な人権問題に対し、市民に関心を向けてもらうと同時に、市民一

人ひとりが「気づきから行動へつながる」よう、引き続き「人権が尊重されるまちづくり」を推進します。

2 東大阪市男女共同参画推進計画の取り組み

「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」（東大阪みらい翔（はばたき）プラン）の着実な進行管理に努めるとともに、男女共同参画推進に関する市民意識調査の結果を踏まえ、第4次東大阪市男女共同参画推進計画の策定を進めます。

また、誰もが興味を持って参加していただける講座やイベントを開催し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

本市の政策・方針決定への女性の参画を拡大する観点から、各種審議会等への女性委員の参画率については、40%の目標達成をめざします。

重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）の被害者への相談支援については、関係機関との連携をより密にするなど、一層の充実に取り組みます。

3 文化芸術振興条例に基づく施策の実施

文化創造館が「文化と芸術が生まれる空間」、「創造を発信する拠点」、そして「人とまちと文化を結ぶ交差点」という役割を担い、新たな本市の文化芸術活動の拠点となるように取り組むとともに、市民美術センターをより活用し、幅広い年代の方々に関心を持っていただき、来館していただけるよう取り組みます。

また、司馬遼太郎記念館をはじめとした文化施設などを活用し、引き続き市内外へ向けて「文化のまち東大阪市」の魅力の発信を進めます。

4 多文化共生社会の取り組み

ラグビーワールドカップの花園開催など、海外から本市へ来訪者が増えることを契機として、市民の皆さまに様々な外国・地域の生活様式や伝統的な文化などへの理解を深めていただける事業など、新たな国際交流に取り組みます。

国際情報プラザの機能を拡充した「多文化共生情報プラザ」を設置し、多言語翻訳機の導入やベトナム語対応スタッフの配置などにより、多言語での行政情報の提供や通訳などを行い、多文化共生のまちづくりに取り組みます。

また、多文化共生のまちづくりと国際交流を進めることができる拠点機能の整備や東大阪市外国籍住民施策基本指針の改訂に取り組み、多文化共生社会の実現を進めます。